

四半期報告書

(第61期第1四半期)

自 平成20年4月1日
至 平成20年6月30日

因幡電機産業株式会社

大阪市西区立売堀四丁目11番14号

(E02761)

目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 事業の内容	2
3. 関係会社の状況	2
4. 従業員の状況	2
第2 事業の状況	2
1. 生産、商品仕入、受注及び販売の状況	2
2. 経営上の重要な契約等	3
3. 財政状態及び経営成績の分析	3
第3 設備の状況	9
第4 提出会社の状況	10
1. 株式等の状況	10
(1) 株式の総数等	10
(2) 新株予約権等の状況	10
(3) ライツプランの内容	11
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	11
(5) 大株主の状況	12
(6) 議決権の状況	12
2. 株価の推移	13
3. 役員の状況	13
第5 経理の状況	14
1. 四半期連結財務諸表	15
(1) 四半期連結貸借対照表	15
(2) 四半期連結損益計算書	17
第1 四半期連結累計期間	17
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	18
2. その他	21
第二部 提出会社の保証会社等の情報	21

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年8月13日
【四半期会計期間】	第61期第1四半期(自 平成20年4月1日至 平成20年6月30日)
【会社名】	因幡電機産業株式会社
【英訳名】	I N A B A D E N K I S A N G Y O C O., L T D.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 守谷 承弘
【本店の所在の場所】	大阪市西区立売堀四丁目11番14号
【電話番号】	06(4391)1781(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 片山 良一
【最寄りの連絡場所】	大阪市西区立売堀四丁目11番14号
【電話番号】	06(4391)1781(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 片山 良一
【縦覧に供する場所】	因幡電機産業株式会社 電材東日本事業部 (東京都江東区木場一丁目5番25号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第61期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第60期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 6月30日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日
売上高（百万円）	42,905	187,339
経常利益（百万円）	2,101	10,521
四半期（当期）純利益（百万円）	1,220	5,966
純資産額（百万円）	64,505	65,237
総資産額（百万円）	111,190	116,089
1株当たり純資産額（円）	2,868.10	2,900.87
1株当たり四半期（当期）純利益 金額（円）	54.33	266.22
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額（円）	54.30	265.18
自己資本比率（%）	58.0	56.2
営業活動による キャッシュ・フロー（百万円）	1,903	7,370
投資活動による キャッシュ・フロー（百万円）	397	△4,519
財務活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△2,849	△2,253
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高（百万円）	15,286	15,835
従業員数（人）	1,174	1,099

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しません。

2. 売上高には消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び連結子会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数（人）	1,174	(122)
---------	-------	-------

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数（嘱託社員・パートタイマー）は（ ）内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数（人）	1,093	(106)
---------	-------	-------

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数（嘱託社員・パートタイマー）は（ ）内に当第1四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、商品仕入、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

事業の種類別セグメントのうち、産業機器事業及び空調配管事業が生産活動を行っており、当第1四半期連結会計期間における生産実績を示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
産業機器事業（百万円）	103
空調配管事業（百万円）	8,624
合計（百万円）	8,727

(注) 1. 金額は、販売価格で表示しております。

2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 商品仕入実績

当第1四半期連結会計期間における商品仕入実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
電気機器事業（百万円）	24,440
産業機器事業（百万円）	4,849
空調配管事業（百万円）	878
その他の事業（百万円）	45
合計（百万円）	30,213

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 受注状況

事業の種類別セグメントのうち、産業機器事業の一部についてのみ受注生産を行っており、当第1四半期連結会計期間における受注状況を示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高(百万円)	受注残高(百万円)
産業機器事業	68	67
計	68	67

(注) 1. 金額は、販売価格で表示しております。

2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(4) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
電気機器事業 (百万円)	28,426
産業機器事業 (百万円)	5,624
空調配管事業 (百万円)	8,795
その他の事業 (百万円)	59
合計 (百万円)	42,905

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 主要顧客（総販売実績に対する割合が10%以上）に該当する販売先はありません。

3. セグメント間の取引については、相殺消去しております。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、米国のサブプライムローン問題に起因する金融市場の不安定化やエネルギー・原材料価格高騰などの影響を受け、企業収益が減少するなど、景気の停滞感が強まりました。

当社グループの係わる電設資材業界は、改正建築基準法による影響と、建築資材価格の高騰が建築不況の長期化に拍車をかけております。

また自社製品の係わる空調業界は、メーカー各社が高機能エアコンを積極的に市場投入しておりますが、平成20年度第1四半期のルームエアコンの国内出荷台数は258万台（前年同期比2.5%減）となりました。

このような情勢のなか、当社グループは中長期的経営戦略に則った積極的な営業活動及び機動的な市場対応を開いたものの、改正建築基準法の影響による売上高の減少や原材料価格高騰に伴う売上原価の上昇などにより、減収減益となりました。

この結果、連結売上高429億5百万円、連結営業利益19億73百万円、連結経常利益21億1百万円、連結四半期純利益12億20百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

<電気機器事業>

大型施設向けの配分電盤、非常用発電機等の販売が増加いたしましたが、住宅着工戸数の減少が影響し、住宅用照明、インターホン等、電設資材全般の売上が低調となったほか、電線ケーブル類の販売も低調であった結果、連結売上高284億26百万円、連結営業利益1億78百万円となりました。

<産業機器事業>

設備投資の増勢が鈍化したことから、操作用スイッチ、PLC、表示器等、制御機器の売上が伸び悩んだことに加え、配電盤メーカー向けトランクの売上が減少した結果、連結売上高56億24百万円、連結営業利益67百万円となりました。

<空調配管事業>

主力製品である空調配管化粧カバー「スリムダクトシリーズ」の家電量販店・ホームセンター向けの売上が好調であったものの、空調用被覆銅管の売上が大幅に減少し、連結売上高87億95百万円、連結営業利益17億72百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ5億49百万円減少し、152億86百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

<営業活動によるキャッシュ・フロー>

営業活動の結果得られた資金は19億3百万円となりました。これは主に仕入債務の減少（40億19百万円）や法人税等の支払（21億30百万円）等がありましたが、売上債権の減少（40億92百万円）や税金等調整前四半期純利益の計上（21億10百万円）、たな卸資産の減少（6億46百万円）等があったことによるものであります。

<投資活動によるキャッシュ・フロー>

投資活動の結果得られた資金は3億97百万円となりました。これは主に投資有価証券の取得による支出（1億73百万円）等がありましたが、投資有価証券の償還による収入（5億円）等があったことによるものであります。

<財務活動によるキャッシュ・フロー>

財務活動の結果使用した資金は28億49百万円となりました。これは主に配当金の支払（28億54百万円）等があつたことによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第127条各号に掲げる事項）は次のとおりであります。

① 基本方針の内容

当社は、当社の株券等の大規模買付提案であっても、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、本来、株式会社の支配権の移転を伴う大規模買付提案に応じるべきか否かの判断は、最終的には株主の皆様のご意思に基づき行われるべきものであります。

しかし、昨今、新しい法制度の整備や企業構造・企业文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として株券等の大規模買付けを強行するといった動きが顕在化しております。このような大規模買付けの中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事实上強要するおそれがあるもの、取締役会や株主が買付けの条件等について検討し、あるいは取締役会が代替案を策定するための十分な時間や情報を提供しないもの、大規模買付けを行おうとする者の掲げる条件よりも有利な条件を提示するためにこれらの者との交渉を必要とするもの等、企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社としては、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた諸施策の潜在的効果、事業分野・人的ネットワークの有機的結合により実現され得るシナジー効果、その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上でなければ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させることは困難であると考えており、当社の株券等の大規模買付けを行う者がこれらの要素を十分に把握し、中長期的に確保させるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反することになると考えます。

こうした事情に鑑み、当社は、このような、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反する大規模買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

② 基本方針の実現に資する取組み

- ・当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた取組みについて

<当社の経営の基本理念について>

当社は、「省エネルギー、省資源など地球環境に配慮し、豊かで快適な社会づくりに貢献する」という経営の basic concept のもと、電設資材商品の卸販売・空調部材等の製造販売を行っております。省エネルギーの推進、地球環境への配慮といった新しい価値観が時代のニーズをリードしておりますが、その中でも電気に関わる商品・製品が社会に果たす役割は無限にあるといつても過言ではありません。当社は、これらを安定供給するという社会的使命を果たしつつ、当社を取り巻く多くのステークホルダーの信頼に応え、その責任を果たすことを通じて、企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上を図っております。

<当社の企業価値の源泉について>

当社は、昭和13年に特殊電動発動機の製造業として創業し、その後、電設資材商品の卸販売業へ転換し、さらに、商品を広く供給するという流通業としての使命に応えるべく営業の全国展開を行うとともに、空調部材等の製造販売業に進出する等して、今日に至っております。当社が、このように長きにわたり事業を展開することができているのは、当社の事業の背後にある経営の基本理念を、株主の皆様をはじめとするステークホルダーにご理解いただけているからと考えております。

当社の特徴は、電設資材商品の卸販売、及び、空調部材等の製造販売を両輪として事業を展開していることがあります。電設資材商品の卸販売においては、豊富な商品知識と独自の調達機能を活かし、単なる商材の流通にとどまることなく付加価値の高い活きた商材を提供し続けることにより、業界最大手の規模と販売量を誇っております。他方、空調部材等の製造販売においては、独創性の高い製造技術や新たなニーズの発掘に基づく高品質な製品の提案により、高収益を生み出しております。かかる両輪のシナジー効果が、当社事業の継続的な成長につながっております。

また、当社は、電設資材商品の卸販売業として総合メーカーの傘下に入ることなく、経営の独立性を確保しているという特徴も有しております。このことにより、仕入面に関しては、特殊分野に特化した専門メーカーを中心として、幅広い商材の取扱いが可能となり、顧客のニーズに即応した供給体制を実現することができるとともに、専門メーカー等と共同して顧客のニーズを商品開発につなげることも可能となっています。加えて、販売面に関しては、総合メーカー主導の販売エリアの束縛を受けることなく、主要都市に営業拠点を配置することができ、全国各地の顧客へ商品を供給することが可能となっています。さらに、メーカーと顧客をつなぐ卸販売業として、「人と人のつながり」、「会社と会社のつながり」を大切にする当社の社風は、創業から今日に至るまでの得意先・仕入先との相互研鑽を形成し、取引先相互の発展と良好な関係の構築に結実しております。

さらに、顧客満足度の向上、他社との差別化を図るために、電設資材・空調部材等分野の専門家としての技術力を備えた人材が不可欠であり、このような技術力を備えた従業員が当社の経営資源の核となることから、当社はこれまで優秀な人材の確保や継続的な育成に時間と資金を惜しまない経営方針を貫いてまいりました。当社は、今後とも、従業員とともに成長・発展していく企業であり続けたいと考えております。

当社がその社会的使命・責任を果たすためには、長期にわたる安定的な経営基盤の確保に努めることが必要であると考え、当社を支援してくださる株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして掲げております。したがって、配当政策につきましては期間業績に応じた適正な利益還元を目指し、期末配当として年1回、当期純利益の35%を配当する業績連動型の配当政策を基本方針としております。これに加え、平成17年3月期から平成21年3月期までの5年間にわたり、各期末に1株当たり25円を特別配当として株主の皆様に還元いたしております。

<当社の今後の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた取組みについて>

当社は、以下の諸施策を実行することによって、さらに企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させることに努めてまいります。

収益の柱である空調配管製品における研究開発をさらに推し進めるとともに、「環境保全、バリアフリー、安全・省施工」をテーマとして、空調分野で培った製品開発力を防災分野、冷凍分野、給水分野、電材分野へ水平展開し、事業領域の拡張を目指してまいります。また、将来の新芽を育てるべく、新たな成長分野の研究開発を推し進め、全国に築き上げた電設資材商品の販路を活用し、これら自社製品を積極的に市場投入してまいります。これらと並行して、マルチメディアに対応した住宅向け情報盤（アバニアクト）をはじめ、新たなニーズを発掘したユニット商品の企画開発にも注力してまいります。

また、現在の建築・建設需要や将来の成長可能性は首都圏に集中していることから、当社の成長戦略上も、首都圏市場が重要な位置を占めることになります。当社の売上高は首都圏対近畿圏の市場規模に比して、近畿圏における比重が大きなものとなっており、市場規模とのアンバランスが生じています。今後は市場規模に対応する形で、首都圏・関東エリアへ積極的に経営資源を投入し、当社の持つ提案営業能力、商品供給能力、情報技術力及び財務信用力を活かし、収益向上を図ってまいります。

さらに、継続的なコスト削減により、経営の効率化を追求し続けてまいります。具体的には、東京及び大阪物流センターの活用により迅速な商品供給体制を確立すると同時に、受発注業務及び物流業務等におけるコスト削減の徹底、オペレーション効率の向上に努めてまいります。

・コーポレート・ガバナンスの整備

当社は、上記諸施策をより実効性あるものとするために、コーポレート・ガバナンスに重点を置いた経営を行っております。

経営上の意思決定・業務執行の監督を行う機関である取締役会の意思決定の客観性・合理性を担保し、これに対する監督機能の充実を図るべく社外取締役を1名選任するとともに、取締役の経営責任を明確にするべく取締役の任期を選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしております。さらに、意思決定機関としての取締役会を補完するものとして経営会議を設置し、中長期的な経営方針、経営戦略のほか、取締役会の委嘱を受けた業務執行上の重要事項について審議しております。

また、経営チェック機関として、監査役は、取締役会の意思決定や取締役の業務執行を監査するほか、社長直属の専任部門である監査室とも緊密な連携をとり、また、会計監査人とも積極的な意見・情報交換等を行うことにより、監査役監査の実効性を高めております。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成18年5月17日開催の取締役会において導入を決議し、平成18年6月16日開催の第58期定時株主総会における承認により導入された「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針」を変更し、当社定款第20条に基づき、平成20年6月20日開催の第60期定時株主総会において、以下にその概要を記載する対応方針（以下、「本プラン」といいます。）を導入することについて承認を得ております。その概要は以下のとおりであります。

・本プラン発動の対象となる買付行為

当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け、もしくは、当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する行為またはこれらに類似する行為（以下、「大規模買付行為」といいます。また、大規模買付行為を行おうとする者または大規模買付行為の提案を行う者を、以下、併せて「大規模買付者等」といいます。）がなされ、またはなされようとする場合が対象となります。

・情報提供とその評価・検討等

<当社に対する情報提供>

大規模買付者等には、大規模買付行為に先立ち、本プランに定められた手続を遵守する旨の誓約その他一定の事項を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社取締役会に提出していただきます。

当社取締役会は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大規模買付者等に対して、大規模買付行為に関する情報として当社への提出を求める事項について記載した書面を交付し、大規模買付者等には、当該書面に従い、大規模買付行為に対する株主の判断並びに当社取締役会及び特別委員会の評価・検討等のために必要かつ十分な日本語で記載された情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を、当社取締役会が適切と判断する期限までに当社取締役会に書面で提供していただきます。提出された大規模買付情報が、株主または当社取締役会もしくは特別委員会が当該大規模買付行為を評価・検討するための情報として十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、適宜回答期限を定めた上で大規模買付者等に対して追加的に情報提供を求めることがあります。また、当社取締役会は、株主の皆様または当社取締役会もしくは特別委員会が大規模買付行為を評価・検討するための必要かつ十分な情報が大規模買付者等から提出されたと判断する場合には、その旨の通知を大規模買付者等に行います。

なお、意向表明書の提出があった事実、及び、当社取締役会に提供された大規模買付情報その他の大規模買付行為に関連する情報のうち、株主の皆様のご判断のため開示することが妥当であると考えられるものにつきましては適時適切に開示します。

<当社取締役会による大規模買付情報の評価・検討等>

大規模買付者等による大規模買付情報の提供が行われた後、当社取締役会は、これらの情報を評価・検討し、大規模買付者等との買付条件に関する交渉、当該大規模買付行為に対する意見形成、代替案の策定等を行います。また、当社取締役会は、本プランに基づく対抗措置の発動の是非について、下記記載の特別委員会に諮問し、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得るものとします。

当社取締役会がこれらの評価・検討等を適切に行うために、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全株券等の大規模買付行為の場合）または90日間（それ以外の大規模買付行為の場合）の評価期間を設定します。

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、評価期間終了日までに、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表いたします。

また、当社は、当該決定がなされた場合は、速やかにその旨及び対抗措置発動の際には法令等により定められている事項のほか、当社取締役会が適切と認める事項について当社株主及び投資家の皆様に開示を行います。

なお、当社取締役会が評価期間内に対抗措置の発動または不発動の決定に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合は、当社取締役会は、特別委員会の勧告に基づき、最大30日間評価期間を延長できるものとします。評価期間を延長する場合は、延長する日数及び延長の理由を速やかに情報開示いたします。

大規模買付者等は、評価期間が経過した後においてのみ大規模買付行為を開始することができるものとします。

・大規模買付行為がなされた場合の対応方針

<大規模買付者等が本プランに定める手続を遵守する場合>

大規模買付者等が本プランに定める手続を遵守する場合には、当社取締役会が仮に大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得等を行う可能性は存するものの、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動することはありません。大規模買付者等の提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該大規模買付行為の内容並びにそれに対する当社取締役会の意見及び代替案等をご考慮の上、ご判断いただくことになります。

ただし、大規模買付者等が本プランに定める手続を遵守する場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、特別委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することを目的として、対抗措置の発動を決定することがあります。

<大規模買付者等が本プランに定める手続を遵守しない場合>

大規模買付者等が本プランに定める手続を遵守していないことが明らかな場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保することを目的として、特別委員会の勧告を待たずに対抗措置の発動を決定することができるものとします。大規模買付者等が本プランに定める手続を遵守していないと当社取締役会が判断するものの、それが必ずしも明らかでない場合には、かかる手続が遵守されたか否かについて特別委員会に諮問し、かかる手続が遵守されておらず対抗措置を発動すべきであると特別委員会が勧告する場合には、取締役会はその勧告を最大限尊重して対抗措置の発動を決定することができます。

対抗措置の具体的な方策としては、原則として、新株予約権の無償割当てを行います。また、会社法その他法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられます。

・株主総会の決議

特別委員会から対抗措置の発動の是非について株主総会に諮るよう勧告された場合においては、取締役会は、特別委員会による勧告を最大限尊重した上で、対抗措置としての新株予約権の無償割当てに関する議案を当社定款第13条第1項に基づき、当社株主総会に付議することができます。当該株主総会が開催される場合には、当該株主総会において新株予約権の無償割当てに関する決議がされた後においてのみ大規模買付行為を開始することができるものとします。当該株主総会において当該議案が可決された場合には、当社は、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行います。

・特別委員会の概要

本プランに定める手続が遵守されたか否か、取締役会の評価期間を延長するか否か、及び、本プランに基づく対抗措置を講じるか否か等の当社取締役会の判断の合理性・公正性を担保するために、当社は、取締役会から独立した機関として、特別委員会を設置します。

特別委員会は3名以上の委員により構成され、各委員は、当社取締役会が当社社外取締役、当社社外監査役及び社外の有識者(弁護士、税理士、公認会計士及び学識経験者等)の中から選任します。かかる特別委員会の決議は、原則として委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。

④上記の具体的な取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社は、企業価値を安定的かつ持続的に向上させていくことこそが株主共同の利益の確保・向上のために最優先されるべき課題であると考え、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上を目的に、上記記載の基本方針の実現に資する取組みを行ってまいりました。これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させ、その向上が株主及び投資家による当社株式の評価に適正に反映されることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれのある株式の大規模買付行為が困難になるものと考えられ、これらの取組みは、基本方針に資するものであると考えております。したがいまして、上記記載の基本方針の実現に資する取組みは基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

また、本プランは、前述のとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものです。本プランは、株主総会において株主の皆様の承認を得た上で導入され、また、対抗措置の発動にあたって新株予約権無償割当てに関する議案を株主総会に付議することがあるものとされており株主意思を重視するものであること、合理的かつ客観的な対抗措置発動要件が設定されていること、本プランの運用ないし対抗措置の発動に関する取締役会の判断の合理性・公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として特別委員会が設置され、かかる特別委員会の勧告を最大限尊重して取締役会が判断を行うこととされていること、本プランは有効期間の満了前であっても株主総会または株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により何時でも廃止することができ、また、当社取締役の任期は1年であり毎年の定時株主総会で取締役の構成員の交代を一度に行うことができることから今後の本プランの更新、廃止について、株主の皆様の意思が反映されるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、当社取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間における当社グループ全体の研究開発活動の金額は53百万円であり、このうちほぼ全額が空調配管事業に含まれております。

なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	76,460,000
計	76,460,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数（株） (平成20年6月30日)	提出日現在発行数（株） (平成20年8月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	23,400,000	23,400,000	東京証券取引所 大阪証券取引所 各市場第一部	—
計	23,400,000	23,400,000	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成20年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(平成16年6月18日定時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	670個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	— 個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	67,000株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1個当たり 260,400円
新株予約権の行使期間	平成18年6月19日から 平成22年6月18日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,604円 (注) 2 資本組入額 1,302円
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 (注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の第三者への譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

		第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数		3,202個
新株予約権のうち自己新株予約権の数		一 個
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式
新株予約権の目的となる株式の数		320,200株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額		1個当たり 348,000円
新株予約権の行使期間		平成19年6月18日から 平成23年6月17日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		発行価格 3,480円 (注) 2 資本組入額 1,740円
新株予約権の行使の条件		各新株予約権の一部行使はできないものとする。 (注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項		新株予約権の第三者への譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項		—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		—

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、当社が新株予約権を発行する日（以下、「発行日」という。）以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \frac{\text{調整前付与株式数}}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で、付与株式数を調整する。

2. 次の①または②の事由が生ずる場合、行使価額は、それぞれ次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

①当社が、発行日以降、当社普通株式の分割または併合を行う場合

$$\frac{\text{調整後}}{\text{行使価額}} = \frac{\text{調整前}}{\text{行使価額}} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

②当社が、発行日以降、時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使の場合を除く）

$$\frac{\text{調整後}}{\text{行使価額}} = \frac{\text{調整前}}{\text{行使価額}} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役または従業員の地位を有しているものとする。ただし、任期満了による退任、定年による退職の場合はこの限りではない。その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減額 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成20年4月1日～ 平成20年6月30日	△2,086,445	23,400,000	—	8,120	—	8,328

(注) 自己株式の消却による減少であります。

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

なお、当社は平成20年6月30日付で、自己株式2,086千株の消却を行いました。同日現在における所有状況は以下のとおりであります。

氏名又は名称	因幡電機産業株式会社
住所	大阪市西区立売堀四丁目11番14号
所有株式数	925千株
発行済株式総数に対する所有株式数の割合	3.95%

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成20年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 3,013,300	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 22,453,300	224,533	—
単元未満株式	普通株式 19,845	—	一単元（100株）未満の株式
発行済株式総数	25,486,445	—	—
総株主の議決権	—	224,533	—

(注) 1. 完全議決権株式（自己株式等）欄は、全て当社保有の自己株式であります。

2. 完全議決権株式（その他）には、証券保管振替機構名義の株式が2,300株（議決権23個）含まれております。

②【自己株式等】

平成20年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
（自己保有株式） 因幡電機産業株式会社	大阪市西区立売堀四丁目11番14号	3,013,300	—	3,013,300	11.82
計	—	3,013,300	—	3,013,300	11.82

(注) 平成20年6月30日現在の当社保有の自己株式数は925,200株であります。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月
最高 (円)	3,200	3,480	3,330
最低 (円)	2,900	2,980	3,010

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

前連結会計年度末に係る要約
 当第1四半期連結会計期間末
 (平成20年6月30日) 連結貸借対照表
 (平成20年3月31日)

資産の部			
流动資産			
現金及び預金	16,386	16,835	
受取手形及び売掛金	51,008	55,098	
有価証券	802	1,003	
商品	5,528	5,961	
製品	1,531	1,759	
原材料	192	179	
仕掛品	15	22	
その他	2,397	2,529	
貸倒引当金	△24	△25	
流动資産合計	77,838	83,365	
固定資産			
有形固定資産			
土地	11,913	11,913	
その他（純額）	7,781	7,916	
有形固定資産合計	※ 19,694	※ 19,829	
無形固定資産			
無形固定資産合計	441	428	
投資その他の資産			
投資有価証券	11,852	10,677	
その他	1,597	2,024	
貸倒引当金	△234	△235	
投資その他の資産合計	13,215	12,466	
固定資産合計	33,351	32,724	
資産合計	111,190	116,089	
負債の部			
流动負債			
支払手形及び買掛金	36,798	40,817	
未払法人税等	1,081	2,196	
賞与引当金	2,914	2,327	
役員賞与引当金	—	118	
役員退職慰労引当金	—	317	
その他	1,907	1,345	
流动負債合計	42,702	47,123	
固定負債			
退職給付引当金	70	68	
その他	3,912	3,659	
固定負債合計	3,982	3,727	
負債合計	46,685	50,851	

(単位：百万円)

前連結会計年度末に係る要約
当第1四半期連結会計期間末
(平成20年6月30日) 連結貸借対照表
(平成20年3月31日)

純資産の部

株主資本

資本金	8,120	8,120
-----	-------	-------

資本剰余金	8,328	8,371
-------	-------	-------

利益剰余金	49,463	56,618
-------	--------	--------

自己株式	△2,467	△8,036
------	--------	--------

株主資本合計	63,444	65,073
--------	--------	--------

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	1,015	118
--------------	-------	-----

評価・換算差額等合計	1,015	118
------------	-------	-----

少数株主持分

純資産合計	45	45
-------	----	----

負債純資産合計	64,505	65,237
---------	--------	--------

	111,190	116,089
--	---------	---------

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年6月30日)

売上高	42,905
売上原価	36,513
売上総利益	6,391
販売費及び一般管理費	※ 4,417
営業利益	1,973
営業外収益	
受取利息	25
受取配当金	123
仕入割引	236
その他	33
営業外収益合計	418
営業外費用	
支払利息	11
売上割引	274
その他	5
営業外費用合計	291
経常利益	2,101
特別利益	
投資有価証券売却益	8
貸倒引当金戻入額	2
その他	0
特別利益合計	11
特別損失	
固定資産除却損	1
特別損失合計	1
税金等調整前四半期純利益	2,110
法人税、住民税及び事業税	1,050
法人税等調整額	△160
法人税等合計	889
少数株主損失(△)	△0
四半期純利益	1,220

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間
 (自 平成20年4月1日
 至 平成20年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	2,110
減価償却費	214
退職給付引当金の増減額（△は減少）	1
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	△317
賞与引当金の増減額（△は減少）	587
役員賞与引当金の増減額（△は減少）	△118
受取利息及び受取配当金	△148
支払利息	11
売上債権の増減額（△は増加）	4,092
たな卸資産の増減額（△は増加）	646
仕入債務の増減額（△は減少）	△4,019
未払消費税等の増減額（△は減少）	60
預り保証金の増減額（△は減少）	71
その他の資産・負債の増減額	748
その他	△12
小計	3,927
利息及び配当金の受取額	149
利息の支払額	△42
法人税等の支払額	△2,130
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,903
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△100
有価証券の償還による収入	200
有形固定資産の取得による支出	△66
投資有価証券の取得による支出	△173
投資有価証券の償還による収入	500
投資有価証券の売却による収入	17
その他	19
投資活動によるキャッシュ・フロー	397
財務活動によるキャッシュ・フロー	
ストックオプションの行使による収入	3
配当金の支払額	△2,854
その他	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,849
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△549
現金及び現金同等物の期首残高	15,835
現金及び現金同等物の四半期末残高	* 15,286

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
※ 有形固定資産の減価償却累計額は、10,559百万円であります。	※ 有形固定資産の減価償却累計額は、10,385百万円であります。

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
※ 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。
報酬及び給料手当 1,469百万円
賞与引当金繰入額 639百万円
運賃及び荷造費 537百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年6月30日現在)
現金及び預金勘定 16,386百万円
預入期間が3か月を超える △1,100百万円
定期預金
現金及び現金同等物 15,286百万円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末（平成20年6月30日）及び当第1四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 23,400千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 925千株

3. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月20日 定時株主総会	普通株式	2,854	127	平成20年3月31日	平成20年6月23日	利益剰余金

4. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成20年6月30日付で、自己株式2,086千株の消却を行いました。この結果、当第1四半期連結会計期間において資本剰余金が42百万円、利益剰余金が55億22百万円、自己株式が55億64百万円減少し、当第1四半期連結会計期間末において資本剰余金が83億28百万円、利益剰余金が494億63百万円、自己株式が24億67百万円となっております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

	電気機器事業 (百万円)	産業機器事業 (百万円)	空調配管事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	28,426	5,624	8,795	59	42,905	—	42,905
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	63	203	755	11	1,034	△1,034	—
計	28,489	5,827	9,551	70	43,939	△1,034	42,905
営業利益	178	67	1,772	3	2,021	△47	1,973

(注) 1. 事業区分の方法

事業は、商品・製品の種類別区分によっております。

2. 各区分に属する主要な商品・製品の名称

事業区分	主要商品・製品
電気機器事業	電線ケーブル類、照明器具、配分電盤、通信機器等
産業機器事業	センサー、F A機器、電子機器等
空調配管事業	ペアコイル、スリムダクト、耐火プラグ等
その他の事業	旅行取次業サービス等

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1. 1 株当たり純資産額

当第 1 四半期連結会計期間末 (平成20年 6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年 3月31日)
1 株当たり純資産額 2,868.10円	1 株当たり純資産額 2,900.87円

2. 1 株当たり四半期純利益金額等

当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成20年 4月 1 日 至 平成20年 6月30日)	
1 株当たり四半期純利益金額	54.33円
潜在株式調整後 1 株当たり四半期 純利益金額	54.30円

(注) 1 株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成20年 4月 1 日 至 平成20年 6月30日)
1 株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益 (百万円)	1,220
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—
普通株式に係る四半期純利益 (百万円)	1,220
期中平均株式数 (千株)	22,473
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益調整額 (百万円)	—
普通株式増加数 (千株)	11
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	平成17年 6月17日定時株主総会 決議 ストックオプション 普通株式 320,200株 (新株予約権 3,202個) なお、この詳細は「第4 提出 会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記 載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月5日

因幡電機産業株式会社

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大西 寛文 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 和田 朝喜 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている因幡電機産業株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、因幡電機産業株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。